

変革する国際特許分類と日本の貢献

ーリフォームドIPCのこれまでと今後-

特許庁特許審査第四部 伝送システム 丸山 高政

1. はじめに

IPCリフォームと呼ばれるIPCの改革によって、2006 年1月に発効したIPC(国際特許分類)第8版を境に、 IPCの枠組みは大きく変わり、約2年が経過しました。

本稿では、この改革によってIPCは何を目指していた のか、IPC改正が現在どのような手順で行われるのか、 改革後のIPCに日本はどのように貢献してきたのか、そ してIPCに現在どのような問題が生じているのかについ て、概括的にご紹介いたします。

2. リフォームドIPCの理念

1968年の第1版の発効以来、IPC(国際特許分類)の 理念は、当初から変わることなく、全世界で共通して 使える特許分類を確立することにあります。

IPCは2000年の第7版の発効まで約5年毎に版を改訂 して分類表を技術の発展に合わせてきましたが、第7版 までのIPCはいくつかの大きな問題を抱えていることが 1998年から指摘され始めました。

第7版までのIPCが抱える問題を解決するために、IPC は一大変革を促されました。1999年からIPCリフォー ム(IPC改革)の議論が本格的に開始され、精力的な議 論の結果、2006年にリフォームドIPC(改革後IPC)と してIPC第8版が発効しました。

リフォームドIPCがそれまでのIPCと大きく異なる点 は、以下の3点と言えます。

1. 二層構造の採用、すなわち、大規模特許庁が用いる アドバンストレベルと小規模特許庁が用いるコアレ ベルへの分離

- 2. 再分類、すなわち、過去に発行された全ての文献を 最新版のIPCで分類し直すこと
- 3. 素早い改正、すなわち、コアレベル改正周期は原則3 年、アドバンストレベルにおいては四半期毎に新分 類の発効を可能としたこと

以下ではこれら3点の特徴を詳述することによって、 第7版までの問題点とリフォームドIPCが何を目指して いるのかを明確にします。

2.1. 二層構造

第7版までのIPCは、膨大な文献を所蔵する大規模庁 にはサーチツールとして大まか過ぎる一方で、小規模 庁には細か過ぎて分類付与負担が重過ぎるという問題 点がありました。とりわけ、世界の特許文献の大部分 を占める日本国特許庁、欧州特許庁(EPO)、米国特許 商標庁(USPTO)からなる三極特許庁にとっては、IPC は先行技術文献のサーチのためには極めて不十分な項 目数しか持っていませんでした。そのため、三極特許 庁はそれぞれFI、ECLA、USPCという独自の分類を発展 させることになりました。結果として、特許文献のサー チには三極の独自分類を用いる方が実用的となってし まい、全世界で共通の特許分類を確立するというIPCの 理念は遠のく結果となりました。

この問題を受けて、IPCの長期目標の一つとして、 IPCはコアレベルとアドバンストレベルとの二層からな るべきであることが、1999年3月のIPC同盟専門家委員 会1) 会合で合意されました [CE28:12段落]。

¹⁾ IPC同盟専門家委員会は、国際特許分類に関するストラスブール協定第5条に定められる委員会で、IPCの改正や小委員会の設置な どの権限を持っています。

アドバンストレベルは、大量の特許文献検索が行わ れる大規模特許庁のサーチのために十分な項目数を持 つ分類表を目指しています。十分な項目数を効率的に アドバンストレベル分類に導入できるよう、三極特許 庁の独自分類を集約し統一化して再びIPCアドバンスト レベルに導入することが意図されています [CE29:13段落]。 三極特許庁の独自分類をIPCアドバンストレベルに統一 化することについては第3章に詳述します。

対照的に、中小規模庁に対しては、分類付与負担が その人員規模に見合わなくなるほど高くならないよう、 アドバンストレベルの上位概念部分のみからなるコア レベルを設けました。このようにして、IPCは二層構造 となったのです。

両レベルの項目数の比率は、コアレベル分類項目数 をアドバンストレベルの約30%とすることで合意され ています [CE30:22段落]。

2.2. 再分類

第7版までのIPCでは、新しい版の分類が発効した時 に、過去に発行された文献を新しい版のIPCで分類し直 すことがありませんでした。

そのため、検索すべき文献の発行年代に応じて、検 索に用いるIPCの版を変えねばならず、過去の全ての版 のIPCを熟知していなければ検索ができなかったという 問題がありました。

この問題を解決するために、旧版のIPCに頼らず現行 版のIPCのみで検索ができるようにすべきとの目標が、 IPCの長期目標の一つとして合意されました [CE28:12段落]。

この目標を実現するためには、過去に発行された文 献全てを新しい版のIPCで分類し直すことが必要となり ます。つまり、リフォームドIPCは、新しい分類を発効 させるために過去の全文献を再分類することが必要と なったのです。

2.3. 素早い改正

第7版までのIPCはおよそ5年に1回の改正を行ってい ましたが、このペースの改正では技術の急激な変化に 追従できないため、改正の速度を上げるべきとの指摘 がありました。この問題はリフォームドIPCにおける二 層構造化を受けて、アドバンストレベルとコアレベル の双方について検討されました。

アドバンストレベルの改正については、2001年2月 に、アドバンストレベルの改正は加速化された手続で 行われるべきでありコアレベルの改正周期に依存すべ きでないとの点で合意されました[CE30:27段落]。最終的には、 2006年3月のIPCアドバンストレベル特別小委員会会合 にて、アドバンストレベルの発効のタイミングは、年4 回、つまり、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に合 わせることになりました [ALS1:6段落]。

コアレベル改正の周期は3年周期とすることが、 2002年に合意されました [CE31:23段落]。 これは、技術の進 歩への追従とコアレベル分類の安定性とのバランスを 取った結果ですが、それでも第7版までのIPC改正周期 の5年よりも短くなっています。

2.4. リフォームドIPCの理念と負担

以上で概観した3つの特徴から、リフォームドIPCの 理念を以下のように読み取れます。大量にある全世界 のあらゆる時代の文献を全て最新版のIPCのみでサーチ できるようにし、技術の進歩に素早くIPCが対応できる ようにし、さらに、現実的に運用できる分類体系とす ることです。この理念は、一言で言えば、非常に強力 で便利なサーチツールを目指す一方で、現実的に運用可 能な体制を作るということであり、とても野心的です。

強力で便利なサーチツールを実現するためには、も ちろん相応の負担を伴います。過去の文献にさかのぼっ ての再分類は大きな負担になりますし、改正周期を短 くしたこと、特にアドバンストレベルの発効を年4回可 能にしたことは、分類改正のための議論自体を増やす ことになります。

この負担は、技術の先端に敏感で、かつ、大量の文 献を所蔵している三極特許庁に最も重くかかってきま す。次章では、IPCアドバンストレベル改正と三極分類 調和プロジェクトの関係について説明し、IPC改正に対 して三極特許庁が負うべき負担がどのように軽減され ているのかを説明します。

3. IPCアドバンストレベル改正と三極分類調和 プロジェクト

1999年から始まったIPCリフォームの議論に歩調を

合わせて、2000年11月の三極長官会合2 では、文献を 分類するための作業負担を三極特許庁で分担する目的 で、三庁それぞれの独自分類(FI、ECLA、USPC)を調 和させることが合意されました。これを受けて三極分 類調和プロジェクトが2001年から開始されています。

加えて、前述の三極長官会合では、IPCリフォームを 支持することが合意され、IPCアドバンストレベル分類 は三極特許庁が準備すると表明されました。

この2000年の三極長官会合の決定を受けて、2001 年2月のIPC同盟専門家委員会会合では、三極特許庁が アドバンストレベルの改正と再分類の主要部分を実行す るものであると認識して、アドバンストレベルに関する 全改正プロジェクトのラポーチャー(幹事)の責務を三 極特許庁に与えることが決定されました [CE30:27段落]。

こうして、三極特許庁が各々の独自分類を調和させ て、その結果をIPCアドバンストレベル分類として提案 し、そして採択されたIPCアドバンストレベル分類の再 分類負担を三極特許庁で分担し合うという枠組みが構 築されました。

3.1. 三極分類調和プロジェクト

三極特許庁で長年使われてきたそれぞれの分類体系 を急に全て統一することは、各庁の利害対立が激化し 過ぎるため、現実的には不可能です。そこで、三庁で 分類を統一することのメリットが高い技術分野を探り 当て、そのような技術分野を優先して三極分類調和プ ロジェクトの対象とすることで、漸進的に分類の調和 を図っています。

三極分類調和プロジェクトでは、それぞれの技術分 野ごとに三庁の担当審査官が意見を交換しながら三極 特許庁で調和した分類表を作成します。2007年12月現 在までに74の技術分野でプロジェクト化されました。

三極分類調和プロジェクトの開始は、原則として年2 回の三極分類作業部会会合で決定されます。各庁は、 技術が進歩したために分類表の改訂が必要になった分 野など、分類を改正するメリットの高い分野を分類調 和の候補分野として提案し、他庁の合意があった分野 がプロジェクト化されます。

三庁の審査官の意見交換は、電子フォーラムと呼ば れる電子掲示板で行われ、ラポーチャーと呼ばれる幹 事役の庁が議論を総括しながら随時進行しています。 必要ならば、三庁の審査官が直接集まって議論を重ね る三極審査官分類協議も行われています。プロジェク トは、技術分野の性質にもよりますが、現在は平均約3 年の議論を経て収束します。さらに短い期間でプロジェ クトが成果を出せるよう、プロジェクト運営の効率化 について三極分類作業部会が議論をしており、その成 果によってプロジェクトの結論が出るまでの時間は 徐々に短縮されてきています。

調和に至った分類は、FI、ECLA、USPCにそれぞれ導 入される一方、IPCアドバンストレベル改正の提案にも なります。IPC化の議論を優先したい場合には、三極の 独自分類の改正よりも先にIPCアドバンストレベル改正 提案を行うこともあります。

三極分類調和プロジェクトは、三極の独自分類を調 和させることが直接の目的ですので、三極特許庁のみ で議論が行われます。しかし、調和された分類がIPCア ドバンストレベル改正への提案となることは先に述べ たとおりですので、世界知的所有権機関(WIPO)がオ ブザーバーとして意見を述べることもあります。

3.2. IPCアドバンストレベル改正とIPCアドバンスト レベル特別小委員会(ALS)

三極分類調和プロジェクトで調和に至った分類は、 IPCアドバンストレベル改正提案として、IPCアドバン ストレベル特別小委員会(以下 "ALS" と略します)に 提案されます。

ALSは、IPC同盟専門家委員会の特別小委員会であり、 IPCアドバンストレベル改正に関しての決定権を持って います。現在のメンバーは三極特許庁とWIPOであり、 議決権はこの4庁のみが持っています。

IPCアドバンストレベル改正の議論も、三極分類調和 プロジェクトと同様に電子フォーラムで行われます。 大きく異なるのは、IPC同盟のメンバー全てが議論に参 加して意見を述べるところです。ALSメンバー以外の IPC同盟のメンバーは、議決権こそありませんが、発言

^{2) 2000}年三極長官会合覚書, Project B2c (覚書と同等の内容の要約がhttp://www.trilateral.net/conf_sum/2000.pdf に掲載されてい ます。)

権は持っています。電子フォーラムでの議論が収束す ると、ALS会合で議決されます。

2007年12月現在までに15個の改正プロジェクトの 開始が決定され、うち3プロジェクトがIPCアドバンス トレベルとして発効しています(2007.01バージョン が2プロジェクト、2007.10バージョンが1プロジェク ト)。さらに、2008年1月に1プロジェクトが発効する 予定です。いずれも三極分類調和プロジェクトがIPCア ドバンストレベル改正へと結実したものです。

アドバンストレベル改正の手続において注意すべき は、分類表がALSで採択されてもすぐに分類表が発効す るわけではない点です。分類表が発効するのは、過去 の文献の再分類が終了した後です。これは、発行済み の全ての文献を最新版のIPCのみでサーチできるように しようというリフォームドIPCの理念に基づいていま す。実際には、分類表についての議論が収束した時点で、 いつまでに再分類を終了できるのかを三極特許庁が表 明し、その再分類終了予定に合わせて分類の発効日を 決めています。こうして、新しい分類が発効したとき には、その分類のみであらゆる時代の文献をもサーチ できるようになっているのです。

再分類がリフォームドIPCの理念を実現するための要 であるため、再分類作業負担が特に多い庁にのみがALS のメンバーとなり、議決権が与えられているのです。 2003年10月には、PCT最小限資料の再分類のうち20%以 上を負う責務のある庁がALSのメンバーになれると合意 されました [CE33:26段落]。 当時この要件を満たすとみなされ た庁は、三極特許庁のみでした。そのため、現在のALS メンバーは三極特許庁とWIPOのみとなったのです。

3.3. 再分類作業のワークシェア

改正プロジェクトによって発生する再分類すべき文 献は、しばしば数万件にもなります。再分類を現実的 な期間で完了するためには、できるだけ無駄を省き各 庁が協力し合わなければなりません。

ここで注目すべきは、世界各国の特許文献の中には、 ほぼ同一の内容が書かれたものが多数存在するという

ことです。パリ優先権主張をして他国に出願をした場 合などは、各国に同内容の出願がなされ、各国で同内 容の文献が発行されます。このような一連の同内容の 出願をパテントファミリー32と言います。同じパテン トファミリーに属する文献は、内容が同じなので全て 同じように分類されるはずです。ならば、どれか1文献 のみを分類すれば事足ります。このように、同じパテ ントファミリーに属する文献を各庁で分類し合わない ように重複作業を排除することによって、再分類を各 国で分担し、再分類作業量が減るよう工夫がされてい るのです。

3.4. ALSに期待される役割

今まで、三極分類調和プロジェクトからIPCアドバン スト改正へと繋がる流れのみを説明しましたが、もち ろん、それ以外のアドバンストレベル改正の手順もあ ります。IPC同盟のメンバーはIPC改正を提案する権利 を持っていますから、三極特許庁以外のIPC同盟メン バーもIPCアドバンストレベル改正を発議できます。こ の場合、発議された改正提案は、ALSメンバーによって プロジェクト化するか否かが決定されます。プロジェ クト化の決定がなされれば、三極分類調和プロジェク ト由来の改正手順と同様にプロジェクトは進行します。

とはいえ、アドバンストレベル改正提案のほとんど が三極分類調和プロジェクトから出てくることは、 2001年からIPC同盟専門家委員会が認識していたこと です。ですから、ALSは三極分類調和プロジェクトから IPCアドバンストレベル改正プロジェクトへの流れを最 も効率的に進められるように権能を定められていると も言えます。もっと端的に言えば、ALSの議決権を持っ ているメンバーは、三極分類調和プロジェクトに対し て発言権を持っているメンバーと同一なのです。

このような構造は意図的というよりは必然的に形成 されたものと考えるべきでしょう。結局のところ、IPC 改正に伴う再分類の負担は三極特許庁が桁外れに大き く、三極特許庁が再分類できないような改正は現実的 ではないからです。自ずと三極特許庁の意見を重視す

³⁾ 再分類作業のワークシェアに用いるパテントファミリーは、厳密にはsimple patent familyと呼ばれるもので、全く同じ優先権基礎 出願をベースにするファミリーです。パテントファミリーについての定義は第34回IPC同盟専門家委員会会合で採択され(IPC/ CE/34/10 Annex IX)、第8回WIPO情報技術常設委員会 標準・文書作業部会で了承されています (http://www.wipo.int/export/ sites/www/scit/en/taskfrce/handbook/docs/rev_pat_fam.doc)。

るような構造となります。三極特許庁が実現可能な改 正のアイディアをまとめ、それをIPC改正提案とし、最 終的に三極とWIPOが議決するようなやり方は、実現可 能な改正を最短の時間で成果として得るために最も効 率的なやり方なのです。それが故に、ALSメンバーを務 める三極特許庁には、IPCアドバンストレベル改正を 次々と提案し実行していくことが期待されているのです。

4. IPCコアレベル改正

コアレベル改正の改正手順と議論の場は、アドバン ストレベルとは異なります。コアレベル改正は、最初 にIPCリビジョン作業部会で議論されます。IPCリビジョ ン作業部会にもALSと同じような電子フォーラムがあ り、その電子フォーラムを使ってIPC同盟全体で議論が 行われます。電子フォーラムでの議論が収束すると、 IPCリビジョン作業部会会合で議決が行われます。議決 権はIPC同盟のメンバー全てに与えられています。

コアレベル改正案がIPCリビジョン作業部会で承認さ れると、その改正案はIPC同盟専門家委員会で議論され、 同委員会で採択されることで最終決定がなされます。 IPC同盟専門家委員会も、IPC同盟のメンバー全てが議 決権を持っています。

以上のように、コアレベル改正はIPC同盟全体による 議決が2回行われる点で、アドバンストレベル改正とは 異なっています。

4.1. コアレベルインパクトを有するアドバンストレベ ル改正

コアレベルとアドバンストレベルの議論が常に非依 存で進められるのならば、改正手順が異なっていても 問題はないでしょう。しかしながら、アドバンストレ ベル改正が時として分類表の上位概念部分まで、すな わちコアレベル部分まで変えてしまうようなこともあ り、このような場合はコアレベルの議論とアドバンス トレベルの議論が相互に影響します。アドバンストレ ベル改正がコアレベル分類表まで影響する場合、その アドバンストレベル改正は「コアレベルインパクトを 有する」、と言われます。

コアレベルインパクトを有するアドバンストレベル 改正は、アドバンストレベル改正の手順とコアレベル 改正の手順との双方を実行する必要があるため、複雑 になります。具体的には以下のように議論が進みます。

IPCアドバンストレベル改正のプロジェクトでは、コ アレベルインパクトがあるか否かを判断します。この チェックは、アドバンストレベル改正が立ち上がった 時にも判断されますが、アドバンストレベル改正の議 論の過程でも常に判断されます。

ALSメンバーがコアレベルインパクトを有すると判断 した場合には、そのアドバンストレベル改正はIPCリビ ジョン作業部会に回送され、IPCコアレベル改正プロ ジェクトが新たに立ち上がります。回送されて立ち上 がったコアレベル改正プロジェクトは、回送前のアド バンストレベルプロジェクトのコアレベル部分のみを 議論します。

コアレベル改正プロジェクトの結論が出るまで、アド バンストレベル改正プロジェクトの議論は一時的に中断 します。これは、コアレベル部分、つまり、分類表の上 位階層部分が定まらないと、それ以下の階層の議論が できないからです。通常はIPCリビジョン作業部会の承 認をもってコアレベル改正の結論とみなされます。

コアレベル改正プロジェクトの結論が出ると、その 結論を前提としてアドバンストレベル改正の議論が再 開されます。その後はコアレベル改正とアドバンスト レベル改正の議論が並行することになります。アドバ ンストレベル改正の議論では分類表の下位展開部分を 確定するための議論をします。コアレベル改正は、IPC 同盟専門家委員会で議論され、問題がなければ採択さ れます。コアレベル改正の議論で何か修正があった場 合は、その修正は当然アドバンストレベル改正の議論 に反映されます。

アドバンストレベル部分の分類表が確定し再分類が 完了すると、先ずアドバンストレベル分類が発効しま す。その後、直近のコアレベル改正周期でコアレベル 分類が発効します。アドバンストレベル分類が発効し てからコアレベル分類が発効するまでの間は、コアレ ベル分類とアドバンストレベル分類とで対応する上位 概念部分に差ができますが、アドバンストレベル分類 をできる限り速やかに発効させること優先するために、 現在のIPCの規定ではこの差は容認されています。

三極分類調和プロジェクト由来のIPC改正でコアレベ ルインパクトが有ると判断されたものは、2007年12月 現在までに8プロジェクトあり、うち1プロジェクトは 2009年1月にコアレベル発効が決まっています(アド バンストレベルは2008年1月発効予定)。

5. 日本の貢献

リフォームドIPCが運用されて以降、アドバンストレ ベル改正分類表が発効したのは、2007年12月現在まで で2回、2008年1月も含めると3回です。日本はこの再 分類作業に大きな責務を果たしています。

表5-1は、2008年1月の改正も見込みで含んでいます が、これまでのアドバンストレベル改正の再分類に関 する統計です [CE40]。表の細かい見方は後述させて頂き

ますが、図5-1は各庁に割り当てられた再分類すべき総 ファミリー数 (43,291+9,888+26,352=79,531件) に対する各庁の実際の再分類件数(2007年1月と2007 年10月は実績値、2008年1月は各庁への割り当て量を そのまま合算)の割合をグラフにしたものです。

グラフから一目瞭然ですが、この3回のアドバンスト レベル改正に伴う再分類の60%以上を日本が負ってい ます。パテントファミリーによってワークシェアされ ているにも関わらず、日本の再分類量は突出していま す。日本が発行する特許文献の数が世界で一番多いの は事実ですが、全世界の6割を日本の文献が占めている わけではありません。

表5-1.アドバンストレベル改正の各国の再分類作業量

IPC改正年月							
	2007.01		2007.10		2008.01		
	割当ファミリー数	再分類ファミリー数	割当ファミリー数	再分類ファミリー数	割当ファミリー数	再分類ファミリー数	
AR	36				4		
BG	36				17		
BR	31	27	3	3	40		
CN	631		202		262		
CZ	43		3		17		
DK	10	10			11		
EE	0						
EG	1				2		
EP	10,450	8,965	2,813	2,097	10,248		
ES	29	27	6	6	26		
FI	7	6			13		
GR	2				2		
HR	2	2	3	3	1		
HU	31		3		40		
ID			2		4		
IL	3		1		7		
IT	4		1				
JP	28,487	26,725	6,767	6,294	15,096		
KR	549		50		253		
MD	8				1		
MX	1		1	1	5		
NL			5		51		
NO	7	6	1	1	5		
PL	86		7		41		
PT	1	1	1	1	3		
RO	10	10			1		
RU/SU	2,100	1,272	15	18	169		
SE	22	15	3	3	9		
SG	0				7		
TR	2				3		
UA	2		1		2		
US	700	595					
YU					12		
Total	43,291		9,888	8,427	26,352		

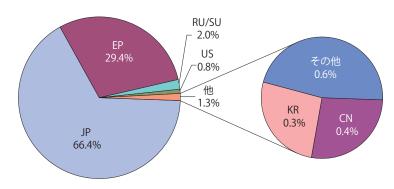


図5-1.アドバンストレベル改正の再分類作業量の国別割合

表5-2 [CE40] と図5-2は、PCT最小限資料に該当する特 許文献に加え、近年急増している中国の特許文献を対 象として、2004年以降の文献の発行件数をまとめたも のです。日本の文献が占める割合は約25%です。

発行件数と再分類件数とで日本の占める割合が大き く異なる理由を、筆者は以下のように考えます。

まず、2004年以降の文献数で見ると中国と韓国の文 献の占める割合が大きいですが、それ以前に発行され た文献も考慮に入れると、中韓文献の占める割合は非 常に小さくなるということが言えます。中韓文献は、 近年になって爆発的に件数が増えているので2004年よ りも前の文献は多くはありません。2004年以降の文献 数は表によれば600万件弱ですが、それ以前の過去の文 献も含めれば約5000万ファミリーになります。した がって、再分類対象となる全文献に占める中韓文献の 割合は数%以下になり、日本の文献が占める割合が約 40%となります4)。

日本の文献が実質的に世界の文献の40%程度を占め ているとしても、実際の再分類負担での日本の責務が 60%を超えているという事実とはなお開きがあります。 この開きは技術分野の特性に起因すると考えられます。 2007年1月の改正では、化学的手段による有害化学物 質の処理に関する分類と、インバータ装置(直流-交 流変換)についての分類が、2007年10月には、ハイブ リッド自動車の分類が改正されました。2008年1月に は放送通信の分類が改正されます。これらの技術分野 はいずれも日本が得意とするところですから、日本へ の出願件数が相対的に多いのです。

表5-2. PCT最小限資料と中国文献に関する 各国の2004年以降の文献発行数

2004年以降のPCT最小 限資料と中国文献					
AP	422				
AT	11,503				
AU	20,847				
CA	12,192				
CH	3,014				
CN	876,826				
DE	409,706				
EP	480,245				
FR	59,180				
GB	47,489				
JP	1,487,217				
KR	474,671				
OA	1,395				
RU/SU	152,055				
US	1,306,679				
WO	504,518				

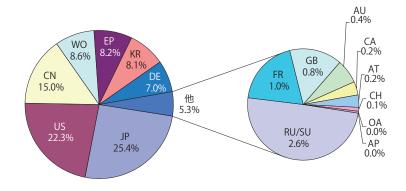


図5-2.2004年以降に発行されたPCT最小限資料と中国文献の国別割合

⁴⁾ EPOとUSPTOの再分類件数は複雑です。ドイツなど欧州の文献はEPOに割り当てられることがある一方、USPTOはEPOに再分 類を委託することがあります。

日本が強い技術分野を重点的にIPC改正できたこと は、喜ばしいことであると考えます。IPCは言語非依存 のサーチツールですから、非日本語圏の人々が日本の 文献を調査するときにはIPCが最も役立ちます。日本が 強い技術分野でIPCの利便性が上がったということは、 日本の優れた技術文献の利用性がより高まったという ことです。再分類の負担が大きいのも事実ですが、そ れに見合う国際貢献をしたことを、日本は誇って然る べきでしょう。

もう一つ日本の再分類作業で特筆すべきは、その遂 行率の高さです。

表5-1の改正年月の欄は、さらに2つの欄に別れてい ます。左側は各庁が再分類すべきとして割り当てられ た文献数 (ファミリー数)、右側は実際に再分類された 文献数を表しています。つまり、右欄の値を左欄の値 で割ったものが、再分類の遂行率になります。再分類 が完璧に行われれば遂行率は100%になりますが、実際 には様々な理由により遂行率は100%よりも小さくなり ます。

再分類がされなかった理由は様々です。文献を詳し く読んだ結果、その内容が改正後の分類にカバーされ るべきではないことが判明することもあります。デー タベースの不具合の可能性もあります。再分類ができ なかった原因を突き止め、問題を解決するのは簡単で はありません。

遂行率で見た場合、日本は割り当てられた文献の 93%以上を再分類しています。再分類件数が多い庁の 中では最も高い遂行率です。現実問題として、予め設 定された発効予定日までに再分類が行えない文献はど うやっても発生します。しかし、発効予定日までにで きるだけ再分類の遂行率を高くしておくのは、リフォー ムドIPCの理念を具現化する上でとても重要なことです ので、リフォームドIPCに対する日本の貢献は誇るべき 大きさだと考えます。

6. リフォームドIPCの実務上の問題点と今後の 議論

高い理想と共にリフォームドIPCが運用されて約2年 が経過しました。3回のアドバンストレベル改正を経て、 理想が実現できた点もあれば、理想と現実とのギャッ プが目立った点もあります。本章では、現在、リフォー

ムドIPCの実務で問題になっている事柄とそれにまつわ る最近のIPC同盟の議論[CE40]をご紹介します。

6.1. 再分類の必要性

旧版のIPCに頼らず現行版のIPCのみで検索ができる ようにするために、IPCは過去の全文献を最新版のIPC で再分類することにしました。これはユーザーの利便 性を飛躍的に高めますが、各庁は重い再分類作業負担 を負います。特に大量の文献を所蔵している三極特許 庁は、改正作業の実務の経験から、再分類の負担が当 初の予想よりも遙かに重いと感じ始めています。

そして、再分類を終了できない限り新しいIPCを発効 できないという制限によって、いくつかの改正プロジェ クトは再分類を行う人的資源が足りないために発効で きないという問題が生じています。

人的資源の問題は深刻であり、再分類のための人手 が足りないという問題は、個々の庁の問題を超えて、 国全体として当該技術を理解して分類ができる人材が 足りないという事態にもなっています。技術革新が盛 んであり、かつ、産業としても活発化しているような 分野では、技術者自体が慢性的に不足しているため、 再分類に充てる人材の目処すら付かないこともありま す。

このような現状を受けて、IPC同盟では再分類とIPC の発効のあり方について議論をしています。IPCリ フォーム前の状態は好ましくないという認識から、IPC 同盟は何らかの再分類が必要であるという意見がほと んどですが、何を以って再分類を完遂したと判断する のか、部分的な再分類のみでIPCを発効することの可否、 再分類完了前にIPCを発効させることの是非について は、意見がまとまっておらず、現在のところ結論は出 ていません。

再分類は重大な問題であるため、今後違う観点から も議論が開始されるかもしれません。

6.2. コアレベルとアドバンストレベルの関係

アドバンストレベルで分類された文献は、対応する コアレベル分類記号が自動的に付与されるようになっ ています。コアレベルとアドバンストレベルが整合し ている状態、すなわち、アドバンストレベル分類の上 位階層部分がコアレベルと完全に一致している状態な らば、この自動変換は何の問題もありません。

しかしながら、現在の規定では、コアレベルの改正 とアドバンストレベルの改正は原則として同期させず に進めることになっています。その最初の例がサブク ラスH04Hの改正であり、2008年1月にアドバンストレ ベル改正が予定され、その1年後の2009年1月にコアレ ベル改正が予定されています。

サブクラスHO4Hの改正は、既存のメイングループ (1/00, 3/00, 5/00, 7/00, 9/00) を全部廃止し、全く 観点の異なった新しいメイングループ(20/00,40/00, 60/00) を導入する大掛かりな改正です。2008年1月 から同年12月末までは、アドバンストレベルはメイン グループ20/00~60/00の分類体系が採用され、コア レベルは1/00~9/00の分類体系を採用することにな ります。

この間、アドバンストレベル分類を採用する庁では H04H 20/00~60/00の分類体系で分類がなされ、その 分類結果に基づいてコアレベルH04H 1/00~9/00の分 類記号に自動的に変換されます。しかし、アドバンス トレベルのメイングループの観点とコアレベルのメイ ングループの観点は全く異なっているので、この自動 変換によって妥当とは言えないコアレベル分類記号が 付与される可能性があります。つまり、コアレベル分 類のユーザーから見ると、2008年1月には何も分類表 が変わっていないにも関わらず、分類のされ方が2008 年1月を境に変わるという事態が生じるのです。

このような事態が好ましいのかという疑問が、HO4H の改正プロジェクトの中で指摘されましたが、H04Hの 改正は2008年1月のアドバンストレベル改正と2009年 1月のコアレベル改正との2回に分けて実行することが 既に決まっています。というのは、この問題はIPCリ フォームに向けた2005年以前の議論の中で既に扱わ れ、コアレベルとアドバンストレベルとを同期させな いとの結論を得ていたからです。

とはいえ、2008年1月からの1年間の状況は改めて分 析され、コアレベルとアドバンストレベルとを同期さ せないことによる得失が明らかにされ、この問題は再 度議論されるでしょう。

この問題と関連し、コアレベルとアドバンストレベ ルの改正周期についても、改めて検討し直そうという 動きが出ています。

6.3. ALSメンバー構成の再考

2003年10月のIPC同盟専門家委員会会合では、PCT 最小限資料の再分類の20%以上を負う責務のある庁が ALSのメンバーとなれるとされ [CE33:26段落]、三極特許庁と WIPOが2005年からALSのメンバーとなりました。

同会合では、ALSのメンバーは3年毎に再構成される ことも決議されました [CE33:29段落] ので、現在のALSのメ ンバーは2007年末までが任期です。

そこで、新たにALSのメンバーを選定する必要がある のですが、再分類の20%という基準について疑問が呈 されています。

表5-1と図5-1によれば、3回のアドバンストレベル改 正で20%以上の再分類を負ったのは、日本とEPOしかあ りません。これは、USPTOが再分類すべき文献をEPO が肩代わりしたからなのですが、それでも、図5-1から 分かるようにEPOの占める割合が30%弱しかなく、ALS メンバー 2庁分に満たないのです。20%という基準を厳 格に適用すると、三極特許庁のいずれか1庁はALSメン バーになり得ないことになります。

しかし、IPCアドバンストレベル改正の大部分が三極 分類調和プロジェクトを基礎としているため、三極特 許庁の全てがアドバンストレベル改正に対して寄与し ているという事実は、軽視できません。

一方、表5-2と図5-2でわかるように、近年は中国と 韓国の文献数が急増しているため、中国と韓国にどの ような役割を担わせるかということも、問題提起され ています。

こうした状況から、ALSのメンバーたる資格をどう規 定すべきかが改めて議論となっています。

6.4. IPC改正手続の見直し

コアレベルインパクトを有するアドバンストレベル 改正のような両レベルを巻き込む改正が、非常に複雑 な手順を必要とすることは、第4.1節で述べました。こ のような複雑な手順は議論のために多大な時間を掛け ることになり、好ましくないのではないかという疑問 があります。

この疑問から、IPCリビジョン作業部会とALSのそれ ぞれの役割を見直し、改正手続きをより効率的にしよ うという発議がなされています。

第4.1節でも述べましたが、現在のアドバンストレベ ル改正手順は、三極特許庁由来の分類改正を最も効率 的に実行できるように設計されています。そうしない と三極特許庁が再分類を実行できずに改正が頓挫して しまうからです。ですので、現在のアドバンストレベ ル改正の手順に修正を加えるのは、非常に難しい作業 になると筆者は予想しています。

一方、コアレベル改正に対してまで三極特許庁が特 別な権限を持つようなことになると、その他のIPC同盟 のメンバーから大きな反対を受けるだろうことも予想 に難くありません。

まだ発議されたばかりなので、今後どのような具体 案が出てくるかもわかりませんが、難しい議論である ことは間違いありません。

6.5. リフォームドIPCの今後を議論する場

上述した様々な問題点とそれに関する議論は、リ フォームドIPCの枠組みを変える可能性があるもので す。いずれも簡単に結論が出る問題ではありませんが、 IPCをより良いものにするために不可欠な議論です。

2008年2月のIPC同盟専門家委員会会合では、こうし た問題を専門に議論するタスクフォースの設置がWIPO から提案される予定です。

7. まとめ

IPCリフォームは高い理想を持った非常に大きな改革 であり、IPCの枠組みを一変させましたが、運用の過程 で様々な困難が生じているのも事実です。日本を始め、 IPC同盟のメンバーはその理想と困難とをしっかりと認 識し、IPCがより良い方向へ向かうよう努力を続けてい ます。

今後の議論は、再分類が最大の論点になるでしょう。 再分類遂行能力を増やす努力はもちろん続けるべきです が、現実問題として劇的な増加は見込めません。今後は 限られた再分類遂行能力をいかに有効に活用していくか という点に焦点が当たるのではないかと考えます。

日本は今までにもIPCの発展に大きく貢献してきまし たが、特許文献の発行数が世界一の庁として、これま でのアドバンストレベル改正の実績を踏まえて、より 積極的にIPCに関与し、日本の視点をIPCに導入して、

日本の特許情報をより世界に浸透させて行くことが重 要であると考えます。

8. 参考文献

以下に掲げる文書は、WIPOのwebページから参照で きます。

- ・PC同盟専門家委員会の文書は、http://www.wipo. int/meetings/en/topic.jsp?group_id=115
- ・IPCアドバンストレベル特別小委員会の文書は、 http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_ id=236
- 「ALS1 IPCアドバンストレベル特別小委員会第1回会 合報告書(IPC/ALS/1/05), 2006年1月15日
- [CE28] IPC同盟専門家委員会第28回会合報告書(IPC/ CE/28/5),1999年3月5日
- 「CE29」IPC同盟専門家委員会第29回会合報告書(IPC/ CE/29/11),2000年3月17日
- [CE30] IPC同盟専門家委員会第30回会合報告書(IPC/ CE/30/11),2001年2月23日
- [CE31] IPC同盟専門家委員会第31回会合報告書(IPC/ CE/31/8),2002年3月1日
- [CE33] IPC同盟専門家委員会第33回会合報告書(IPC/ CE/33/12),2003年10月10日
- [CE40] "Reconsideration of the composition of the special subcommittee for the advanced level of the IPC", IPC同盟専門家委員会第40回会合 作業文書5 (IPC/CE/40/5), 2007年12月10日

Profile

丸山 高政 (まるやま たかまさ)

平成7年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成18年4月

平成19年10月

特許庁入庁(審査第五部電子回路) 審査官(特許審査第四部伝送システム) 特許情報課特許情報利用推進室 審査官(特許審査第四部伝送システム)

調整課 審査企画室 特許分類企画班長 審査官(特許審査第四部伝送システム)